

津波防災地域づくり に関する法律

リンク集

津波防災地域づくりに関する法律について

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

津波防災地域づくりに係る技術検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/

津波防災まちづくりの計画策定に係る指針

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

問い合わせ先

基礎調査、津波浸水想定、津波防護施設
水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室

津波避難建築物の容積率規制の緩和
住宅局市街地建築課

集団移転促進事業に関する特例
都市局都市安全課

一団地の津波防災拠点市街地形成施設
都市局都市計画課

津波防災住宅等建設区
都市局市街地整備課

津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域
水管理・国土保全局水政課

津波災害警戒区域についての宅地建物取引業法に基づく重要事項説明
土地・建設産業局不動産課

津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置
港湾局海岸・防災課

その他法律

総合政策局参事官(社会資本整備)室

国土交通省 03-5253-8111 (代表)

津波災害に強い
地域づくりに向けて



基本理念

『なんとしても人命を守る』

ハード・ソフトの施策を総動員させる「**多重防御**」の発想によって津波防災地域づくりを推進

～はじめに～

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生したモーメントマグニチュード^{*1} Mw9.0の巨大地震は

東日本各地域の沿岸域に大津波をもたらし、

死者15,893名、行方不明者2,553名(平成29年3月10日警察庁発表)という、未曾有の大災害となりました。

一方、特に、南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想^{*2}されていますが、

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓である「低頻度大規模災害」にどう備えるかということを踏まえて、

これまでの津波防災対策を真摯に見直し、真に津波災害に強い国土、地域づくりを進めることが求められています。

このことを受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員させる「多重防御」の発想により、

地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する

「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行されました。

(※1)地震は地下の岩盤がずれて発生。この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード(気象庁HPより抜粋)
 (※2)文部科学省地震調査研究推進本部による「南海トラフ地震活動の長期評価(第二版)〔平成25年5月〕」では南海トラフで次に発生する地震の30年発生確率をM8～9クラスで60～70%としている

▶ 最大クラスの津波に対して

○ 最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

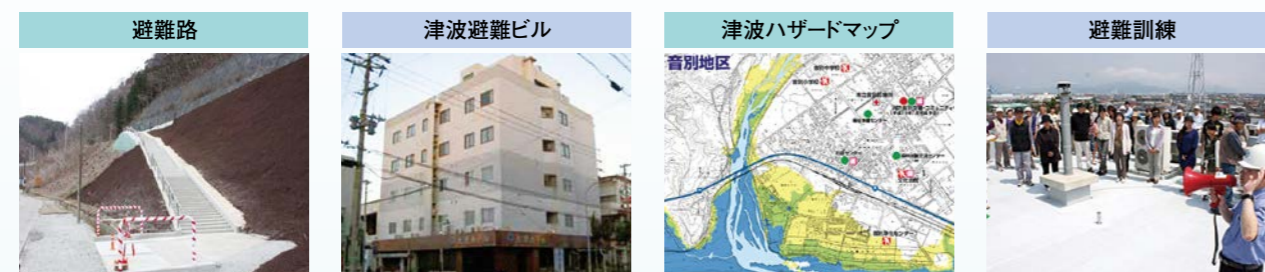
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

○ 基本的考え方

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要

①海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する

②それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視



津波防災地域づくりに関する法律の概要

基本指針 (国土交通大臣) 平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

- ・津波災害警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域

推進計画

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

▶ 基本指針とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本理念を示しています
- 法に基づく様々な措置の基本となります
- 国土交通大臣が平成23年12月27日に策定しました

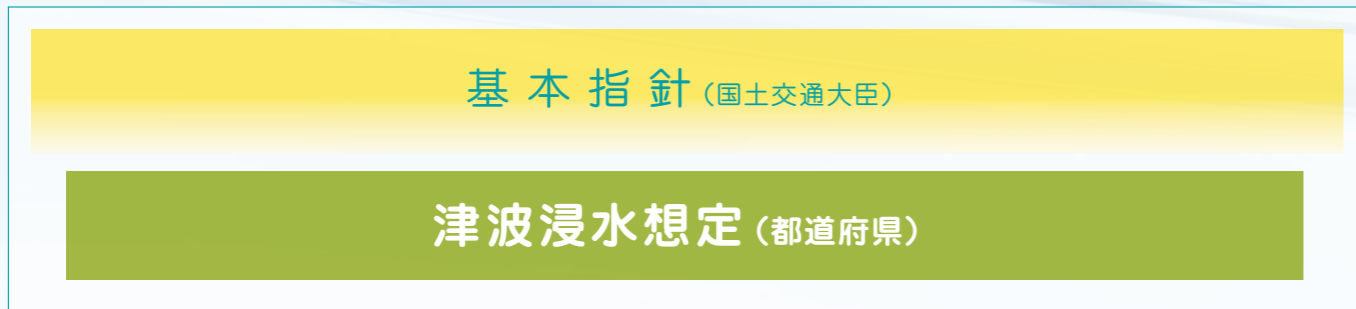
記載事項

津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項	指針となるべき事項			
	基礎調査	津波浸水想定の設定	推進計画の策定	津波災害警戒区域 津波災害特別警戒区域の指定

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



津波浸水想定の設定



▶ 津波浸水想定とは

最大クラスの津波があった場合に想定される**浸水の区域及び水深**を**都道府県知事**が設定し公表します

基礎調査 (都道府県、国土交通大臣)

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- 土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザー測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

津波浸水想定の設定・公表 (都道府県)

最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

- 国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示

津波浸水シミュレーション

- 海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- 安全マップとならないように悪条件のもとで設定(朔望平均満潮位、海岸堤防の破壊等)

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

- 最大の浸水域及び浸水深を表示

公表、国土交通大臣へ報告、関係市町村へ通知

▶ 津波浸水シミュレーションの手順

1 過去に発生した津波・発生が想定される津波の整理

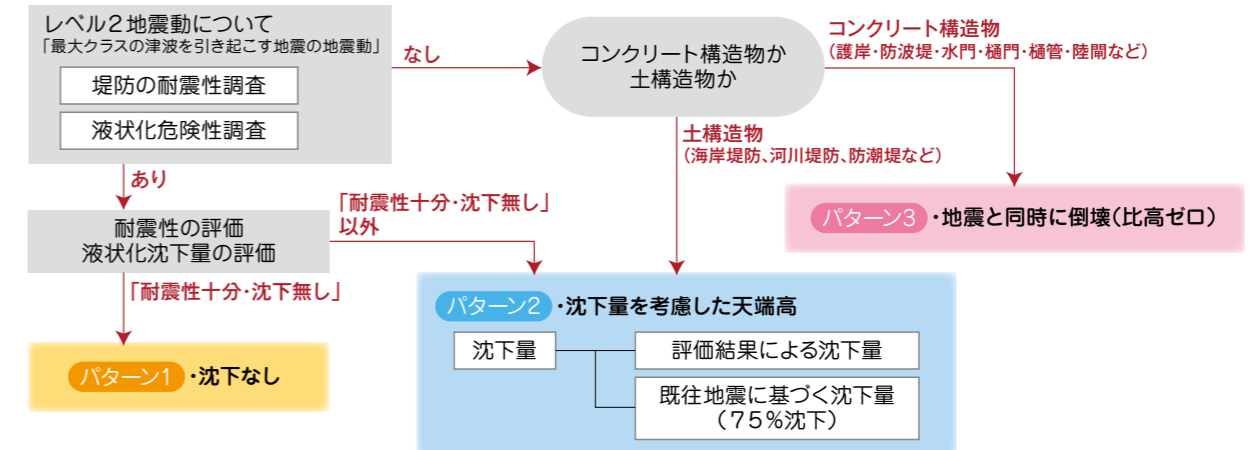
2 最大クラスの津波を引き起こす断層モデルの設定(例)

対象津波	東北地方太平洋沖地震津波	H23想定津波
規模	Mw = 9.0	Mw = 8.4
使用モデル	内閣府モデル	茨城県モデル
概要	説明	説明
	震源域	震源域

潮位条件:朔望平均満潮位
地盤変動:地盤沈降を考慮

※2つの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出して、浸水想定を設定

3 各種施設の条件設定

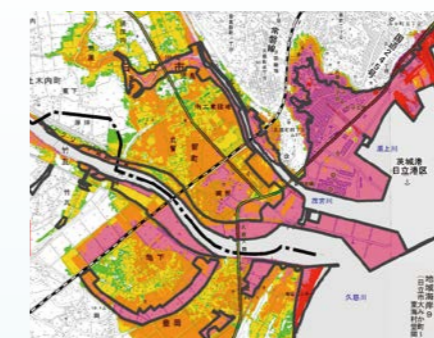


※堤防・護岸等施設の耐震性や液状化の評価は、最大クラスの津波を引き起こす地震の地震動であるが検討が困難である場合レベル2地震動を用いることを検討することも考えられる

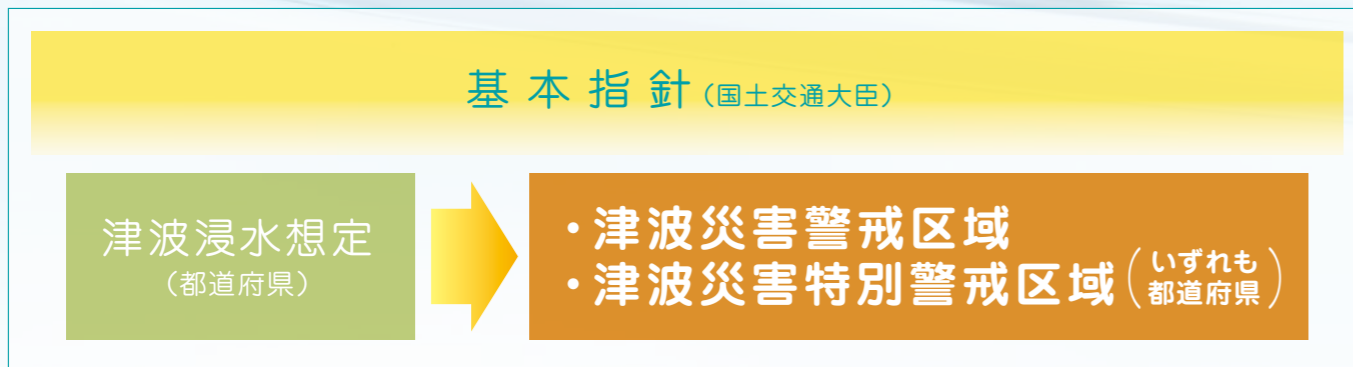
4 津波浸水想定の設定

凡例

浸水深等	
■	0.3m未満
■	0.3m以上 1.0m未満
■	1.0m以上 2.0m未満
■	2.0m以上 5.0m未満
■	5.0m以上 10.0m未満
■	10.0m以上 20.0m未満
■	20.0m以上



津波災害警戒区域等の指定



「津波災害警戒区域」

イエローゾーン = 警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」

※津波災害警戒区域(イエローゾーン)内には土地利用や開発行為等に規制はかからない。津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される。
※指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

「津波災害特別警戒区域」

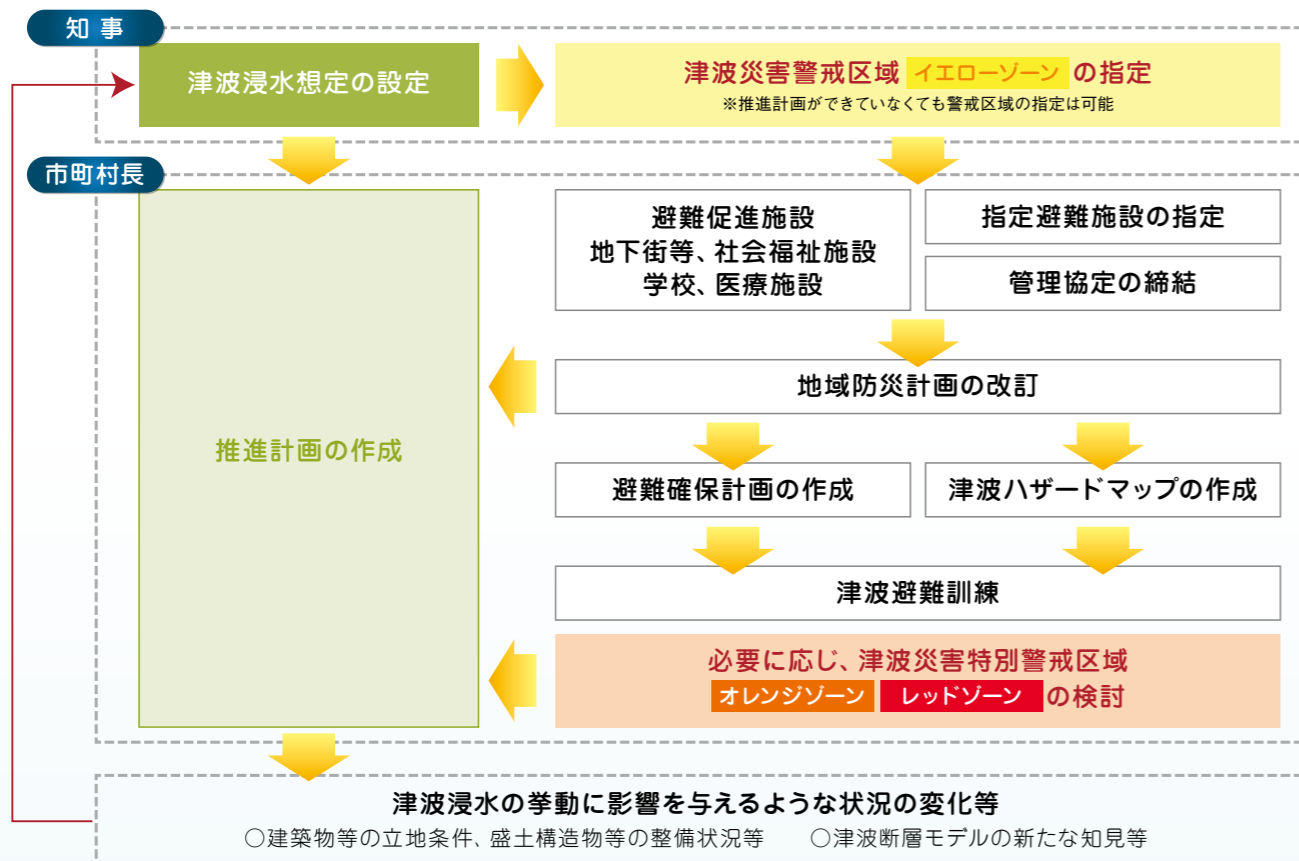
オレンジゾーン レッドゾーン = 土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、「一定の開発行為・建築を制限すべき区域」

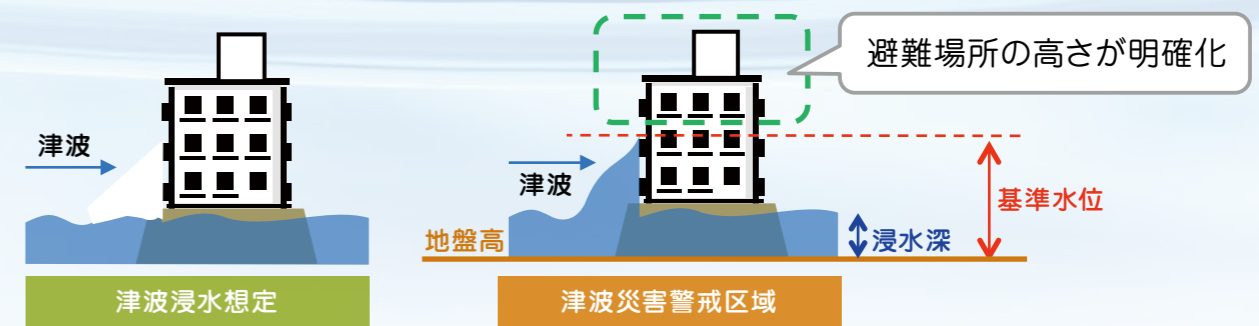
○社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める
・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
・病室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる。)が基準水位以上
※指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる **レッドゾーン**

▶ 津波災害警戒区域指定等の流れ



津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます



▶ 津波災害警戒区域の指定事例



「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に!

- 津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階+2階」に設置が必要(消防庁指針)

(例)

津波浸水想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
基準水位	0.6m	1.7m	6.5m
基準水位を目安とした対策例	防潮扉 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来は、3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上

出展: 徳島県ウェブサイト (<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/>)

津波災害警戒区域内に開発規制はありません
津波浸水想定にあわせて指定可能です

推進計画の作成

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画



▶ 推進計画とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するため『市町村』が作成する計画です

※ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示します

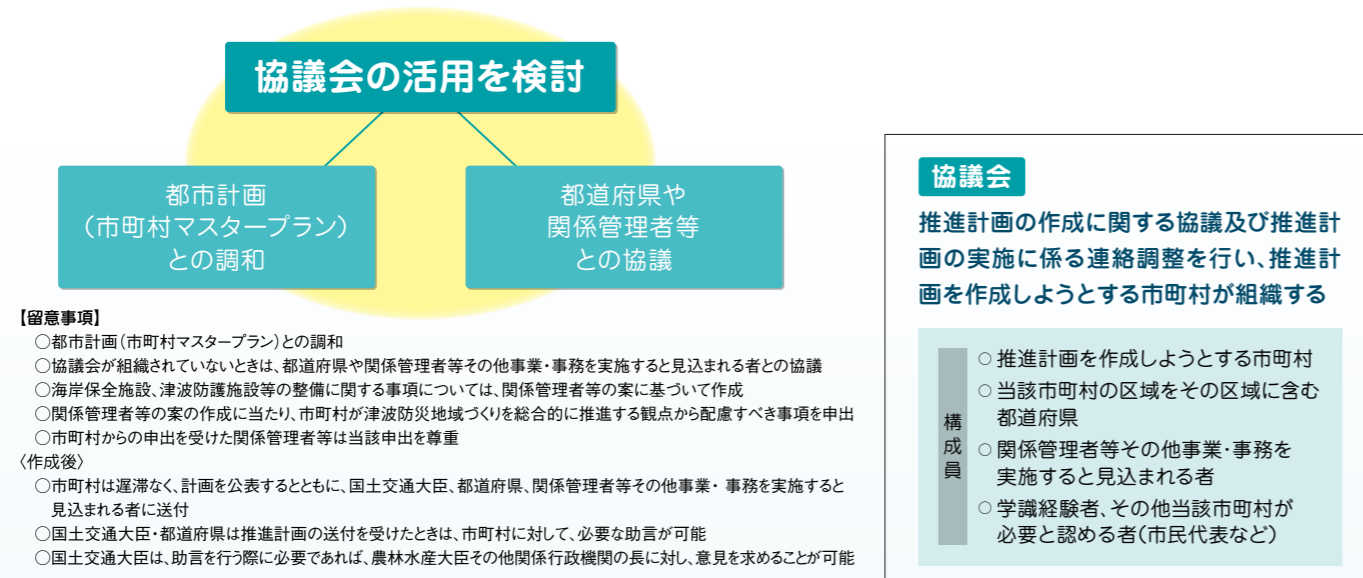
▶ 推進計画に記載する事項

- 推進計画の区域(必須項目)
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務(ハード・ソフト対策)

メリット

- ✓ 市町村だけでなく、国・都道府県との連携により、津波防災を効率的かつ効果的に推進
- ✓ 住民等に計画的な取組を知ってもらい、自助・共助・公助の連携による津波対策を推進
- ✓ 津波に強い地域づくりの前向きな姿勢と具体的な姿を示し、住民・企業の不安を払拭し、定着を図る

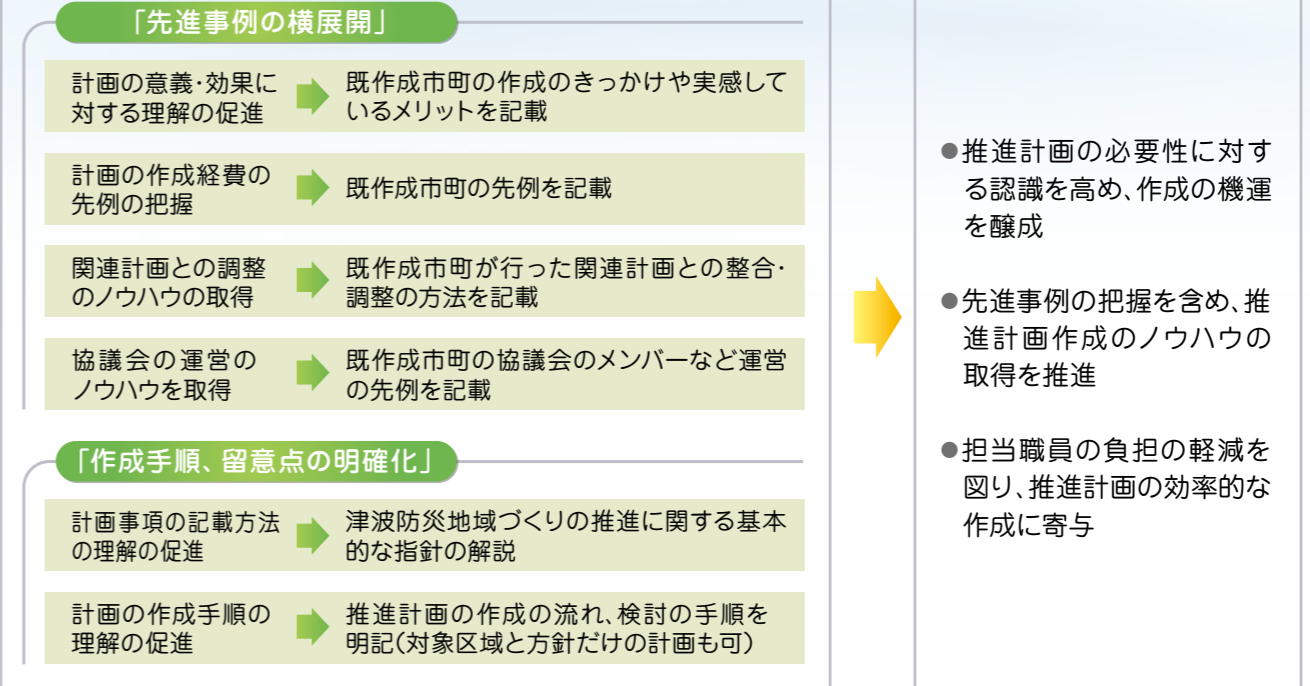
※なお、推進計画に記載する多くの事業について、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の補助メニューが活用可能。税優遇の特例措置が認められているものもある。



津波防災地域づくり 推進計画作成ガイドラインとは

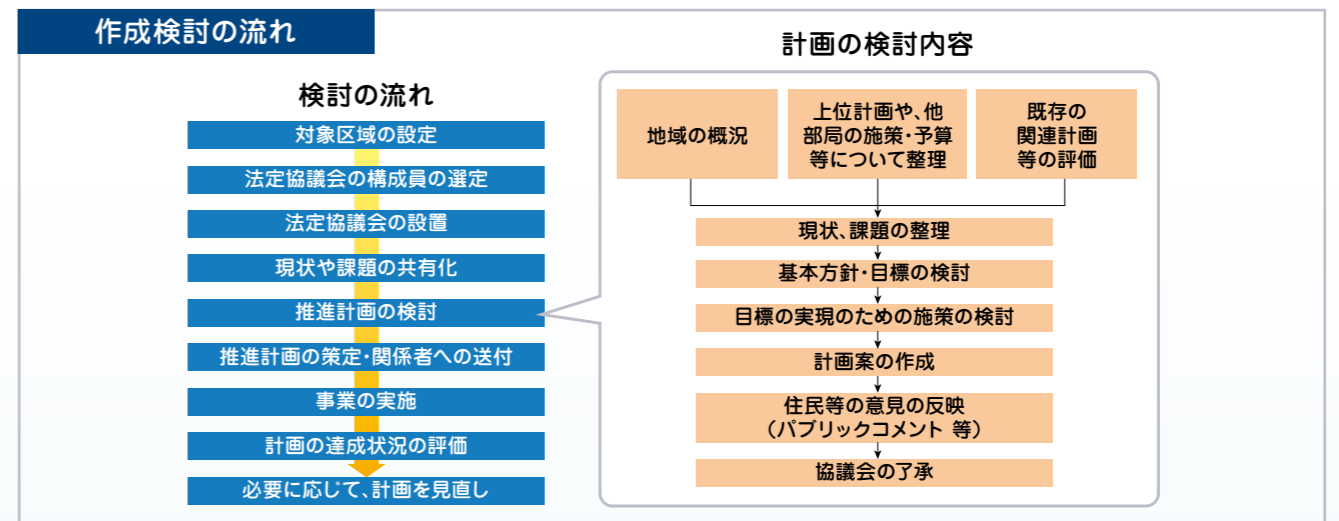
市町村による推進計画の早期作成を促進するため、参考となる先行事例、推進計画の作成手順や留意点を明記したもの

ガイドラインの概要



▶ 早期作成に対する支援

本ガイドラインのほか、市町村の担当者向けの研修や説明会の開催、国土交通省職員が直接出向き説明する「出前講座」を実施



※実際に計画作成に着手する場合、事前に計画の検討手順をよく検討する。
 ※「推進計画の区域」の設定自体、法定協議会の協議対象となりうる。
 ※法定協議会の開催だけでなくとどまらず、住民ワークショップの開催の検討も有効である。



焼津市

海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり

焼津市の特徴

焼津市は焼津漁港・大井川港を中心として、海の恵みとともに発展してきました。市民の暮らし、産業活動、観光資源の多くが沿岸部に集まっているまちです。

市における推進計画作成の背景

当市では、静岡県が示した地震被害想定によると最大クラスの地震・津波が発生した場合、強い揺れと広範囲にわたる津波の浸水が想定されています。

東日本大震災を契機として、津波災害に対する市民の皆様の危機意識が高まるなか、市民の皆様の不安と誤解を解消するとともに、防災・減災対策を推進するため、地震・津波災害に対する計画を示すことが重要であると考えました。



避難訓練(けが人の搬送) 避難場所(津波避難ビル、高台広場)

推進計画策定の意義、期待される効果など

当市では『推進計画』を策定するために協議会を立ち上げ、議論を重ねてきました。協議会では、国・県・市など様々な関係管理者と緊密な連携・協力体制を築くことができたため、実効性の高い『推進計画』を策定することができました。

また、当市では全国有数の遠洋漁業の基地である焼津漁港を中心に発展した歴史を背景として、現在も人口や産業は焼津漁港の後背地や大井川港に続く沿岸部を中心とした地域に集中しています。市民の皆様や企業に安心して当市に定着していただけるよう、『推進計画』を策定し、津波防災地域づくりについての市の前向きな姿勢と具体的な姿を示しています。

今後の進め方

当市では、上位計画及び関連するまちづくり政策を見直す場合や、あらたな施策・事業が具体化してきた場合などに、随時『推進計画』の更新を図っていくこととしています。そのため、当市では津波防災地域づくりの持続的な推進を念頭に、計画期間を設定していません。

焼津市津波防災地域づくり推進計画の概要

策定の目的 住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりとの整合を図りつつ、大規模な地震・津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に実施し、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを推進していくための指針として策定

現状と被害想定

1 焼津市の現状とこれまでの取り組み

- 地域特性と将来計画
 - 全国屈指の漁業のまちとして海と共に発展してきたため、住宅や事業所、市役所、JR焼津駅等、市民生活にかかわる主な施設は、焼津漁港の後背地を中心とする地域に集中しています。
 - 市の第5次総合計画では、「人がキラリ 海がキラリ まちがキラリ」～活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津～を将来都市像に掲げて、まちづくりに取り組んでいます。
- これまでの取り組み
 - 市民の安全・安心な暮らしを支えるため、津波避難場所の確保・整備、標高表示板の設置、防災メールの導入、全自治会での津波避難地図の作成、避難訓練の実施等、様々な対策に取り組んできました。

2 想定される地震・津波災害

- 想定される地震・津波被害
 - あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した「静岡県第4次地震被害想定(平成25年6月)」が公表されました。本市では、最大で震度7の揺れ、平均6m・最大9~10mの津波高さが想定されています。津波到達時間は最短で2~3分、最大津波が海岸に到達するまで最短17~25分と、非常に短いことが特徴です。
- 静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の策定
 - 静岡県では、第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、想定される被害をできる限り軽減する「減災」を目指した地震・津波対策を策定しました。

推進計画の基本方針

3 推進計画区域 地震対策と津波対策に一体的に取り組むことで市民生活の安全・安心を高め、また将来的な内陸部を活用したまちづくりの可能性を考慮し、「焼津市全域」を推進区域とします。

4 地震・津波災害に強いまちづくりに向けた基本的な考え方

基本方針 海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり

取組方針

- 防ぐ・減らす** 地震・津波から市民の生命、財産、産業活動を守るため、建物の耐震化やインフラ、津波対策施設等の整備を進めます。
- 逃げる** 迅速かつ円滑に避難することができるよう、避難経路の整備や防災訓練等の様々なハード・ソフト施策を総合的に展開します。
- 営む** 「日常の暮らし・産業活動」と「災害時の人命・財産の保護」との両立を目指して、長期的な視点で土地利用を検討します。
- 備える** 市民が主体となった防災・減災対策の推進のため、「自助」「共助」の取組を市全体に広く浸透させ、地域全体の防災力の向上を図ります。

課題 施策

5 地震・津波被害に強いまちづくりの推進のために行う事業又は事務

課題	ハード施設整備	円滑な避難確保のための施設整備	地籍調査	民間活用促進	全市的な取組み
全市的な課題 ・地震動による建物倒壊 ・火災や液状化による人的被害、建物倒壊、避難経路の途絶	・海岸保全施設の整備	・避難経路の整備 ・津波避難施設の整備 等	・地籍調査	・民間宅地分譲助成事業 ・津波避難ビル改築補助 等	・耐震化促進 ・住民防災対策推進事業 等
沿岸部における課題 ・津波による避難困難、建物倒壊 ・狭隘な道路網による被害拡大 ・高齢者や来訪者の避難対策	・河川管理施設の整備	・防災拠点施設の整備		・土地利用見直し ・海拔表示 ・避難誘導サイン 等	
地区固有の課題 ・土砂災害による建物倒壊、人的被害 ・浸水想定区域に立地する漁業関連施設、工業団地					

6 今後の進め方

推進計画の善美な計画・実施・検証・改善
・津波被害リスクの共有と正しい防災知識の普及、防災教育の推進
・焼津市の上位計画・まちづくり政策の方向性や新たな被害想定等の公表の状況、本推進計画に位置付けられた個々の施策の進捗や新規事業の提案の状況等を検証し、推進計画を継続的に改善



浜松市

～津波に強い魅力あるまち・はまつ～

浜松市の特徴

浜松市は、首都圏・関西圏のほぼ中間地点に位置しており、自然豊かな都市であるとともに、日本有数の産業集積都市でもあります。

当市の沿岸部は低地が広く分布しており、浜名湖沿岸を除いては、津波の避難先となりうる高台も少ない上、地質的に軟弱地盤が分布していることから、地震の規模によっては液状化が発生する恐れがあります。

市における推進計画作成の背景

当市では東日本大震災における津波被害を鑑み、津波対策委員会を立ち上げ平成24年3月に避難方法や避難施設整備方針などを検討した「中間とりまとめ」を行いました。

そして、平成25年6月の静岡県第4次地震被害想定公表を受け、この「中間とりまとめ」を見直し・強化するとともに、市民の皆様により計画的な津波防災地域づくりの姿を示すため、平成25年9月に法に基づく津波防災地域づくり推進協議会を設立し、具体的な議論を重ねてきました。

推進計画策定の意義、期待される効果など

市民の皆様により計画的な津波防災への取り組みを知っていただき、市民の自助、地域の共助、そして公助の連携による津波対策の大切さを理解していただけるものと考えています。

また、協議会を立ち上げたことにより、危機管理部門のみならず、産業部門、健康福祉部門、都市整備部門、土木部門など全市一丸となって津波防災地域づくりに取り組むことができたことも効果の一つです。

今後の進め方

当市では、静岡県が市内の民間企業からの大口寄附を活用して進めている防潮堤の整備を共同で推進しながら、市の上位計画や関連計画の更新・作成時や新たな施設整備計画策定などにあわせ『推進計画』を適宜更新していく予定です。



津波避難タワー 防潮堤の整備

浜松市津波防災地域づくり推進計画の概要

1 理念 ～津波に強い魅力あるまち・はまつ～
自助・共助と公助の連携により、津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことができる魅力あるまちを目指します。

2 期間の考え方
将来にわたって取組を継続し、適切に施策の進捗を管理し、更新・見直しをしていきます。
短期(5年) 津波からの避難などソフト対策の推進
中期(10年) 津波からの避難などソフト対策の維持・継続
長期(30年) ※市総合計画の計画期間 建物や土木構造物の強化などの中長期的なハード対策

3 防潮堤の効果と踏まえた計画
本計画では、防潮堤が短期で建設されること、大きな減災効果が期待できることから、防潮堤整備後の津波浸水想定区域を前提とします。
ただし防潮堤を整備しても浸水域は残るため、防潮堤を過信せず継続的な取組が必要です。

4 目標と方針 3つの目標を定め、重要な9つの基本方針に基づき計画を推進します。
3つの目標
1 みんなで取組、津波から命を守る
2 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する
3 津波被災からの市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする
9つの基本方針
1-1 津波浸水を低減・回避する
1-2 自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を促進する
1-3 安全に避難する
2-1 災害対応の核となる防災拠点施設の機能を確保する
2-2 防災拠点間をネットワーク化する重要幹線(道路)の機能を確保する
2-3 災害対応業務の実施体制の強化
3-1 生活再建や復旧・復興活動の拠点(オープンスペース)を確保する
3-2 生活基盤を早期に回復する
3-3 産業(商工業・農業・水産業)を早期に復旧・再建する

5 施策推進のイメージ 推進する各取組は、連携し総力を発揮することで最大の効果を期待することができます。
① 防災教育 津波避難訓練の拡充・強化、学校・幼稚園の防災対策の見直しなど
② 知らせる 多様な伝達手段の整備、津波監視カメラの整備など
③ 回避する 宅地・建物等の新設・建替え時における自助による基礎の高上げなど
④ 早期復旧 応急活動及び復旧期・復興拠点となる浸水域外域の地域・施設の確保
⑤ 逃げる 津波避難タワー・マウンドの整備、津波避難ビルの指定など
⑥ 防ぐ 浜松市沿岸部防潮堤の整備、河川堤防の強化など

6 地区の取組熟度に応じた活動の促進 ～地区ごとの津波避難計画策定への展開～
津波防災地域づくり地区カルテの提供
今後、本市は、推進計画に基づき、津波防災地域づくり地区カルテを作成していきます。このカルテは、津波浸水範囲や浸水深などを踏まえた地区の課題や施策の進捗などに関する情報を掲載したもので、地域の方々に提供し、自助・共助の取組に役立てていただくことを目的としています。
地区の津波避難計画の策定の促進
津波避難計画では、避難先・避難経路・避難方法などについて、地元の情報を共有し、地区の中で避難手順を検討していくことが重要になります。
市は、地区の熟度合った津波避難に係る知識や理解を深める活動を自主的に取組んでいけるよう、津波防災地域づくり地区カルテの提供をはじめ、自助・共助の取組を支援していきます。
取組を継続することで、地区住民の理解や熟度の段階的な向上を図り、住民自らが作成する津波避難計画の策定を促していきます。

地域取組熟度に応じた活動推進のイメージ
津波防災地域づくり地区カルテ(市が作成)
津波浸水想定区域図 津波防災上の課題 施策の進捗状況 など
地区に提供 地区の取組を支援
STEP1 「知る」
地域の津波浸水リスクを地区で共有しよう
○津波浸水域 ○近くに逃げられる高台や高い建物など
STEP2 「話し合う」
避難場所や避難経路を画面に記入しよう
○過去の地区の災害状況、危険な場所
○避難場所・安全な道路 ○避難方法 など
地区における段階的な津波避難の取組
STEP3 「確認・訓練する」
現地確認や津波避難訓練をしよう
○地区を歩き、危険な場所の確認
○避難場所までの時間の確認 など
とりまとめ
STEP4 「地区の津波避難計画として取りまとめる」
(地区ごとに作成を促す津波避難図のイメージ)



田原市

津波災害に強く、将来にわたり安心して暮らせるまちづくり

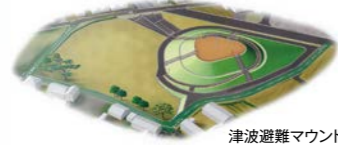
田原市の特徴

田原市は、愛知県の南端にある三方を海に囲まれた半島部に位置し、約100kmに及ぶ長い海岸線上に、多くの観光客やサーファーが訪れる景勝地や砂浜を抱え、自動車関連を中心とした産業立地も進んでいます。

市における推進計画作成の背景

これまでも当市では、東日本大震災を契機に、地震・津波防災戦略「緊急地震・津波対策5箇年計画」(アクションプラン)を策定し、最大クラスの地震・津波を想定した防災対策を行ってまいりましたが、要配慮者や来訪者の避難手段の確保、避難困難地域のハード・ソフト対策、震度6強以上の揺れからの迅速・確実な避難行動の確保などの問題があります。

また、津波による浸水により道路が寸断し、市・地域が孤立するおそれもあり、隣市から延びる輸送道路の確保や代替となる港湾からの航路など交通ネットワークの強化などの課題もあります。



津波避難マウンド完成予想図

推進計画策定の意義、期待される効果など

津波避難訓練の実施や地域コミュニティ団体による地域防災力の強化などのソフト施策を中心に、最大クラスの津波への対応の見直しや臨海企業等の帰宅困難者対策を進めるとともに、南海トラフ地震による被害を最小限に止めるため、津波浸水被害の軽減を目的とした海岸保全施設の整備や津波避難マウンド(人工高台)の整備などのハード整備を確実に推進する目的で、法定協議会を開催し、国や県など関係管理者との協議を行い、「津波災害に強く、将来にわたり安心して暮らせるまちづくり」を目標とした推進計画を作成しました。

今後の進め方

推進施策の進捗管理を毎年行い、5年毎に推進施策の成果を検証する際や、上位計画が改訂・策定された際などに、本計画の見直しについて検討します。



津波避難訓練(保育園)



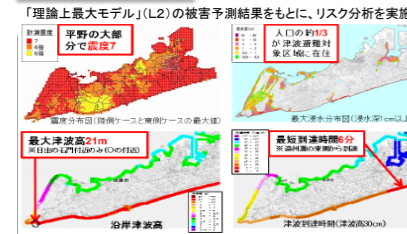
津波セーフティライン

田原市津波防災地域づくり推進計画の概要

1. 計画策定の目的

津波災害に強く、将来にわたり安心して暮らせるまちづくり
関係管理者等との連携、適切な役割分担の下、津波対策を推進

2. 地域特性・被害想定



3. 脆弱性の評価・課題

平成26年度の被害予測調査や、都市計画基礎調査、津波浸水想定区域、浸水深等のデータを、GIS(地理情報システム)上に重ね合わせ、住民等の避難困難性、建物や産業の被災の危険性、応急・復旧活動の困難性の観点から、分析・評価を実施。

- 避難困難地域対策**
 - 海岸堤防等整備
 - 避難等ソフト対策
 - 津波警戒の周知
- 要配慮者利用施設の避難対策**
 - 避難方法の検討・避難手段確保
 - 高台移転の支援検討
- 避難経路が必要な集客施設の避難対策**
 - 避難困難地域にある集客施設等
 - 迅速な避難誘導の徹底
- 情報伝達不可能区域の対策**
 - 無線エリア外の存在
 - 特性を踏まえた伝達方法の検討
- 建築物の耐震対策**
 - 建築物耐震化等による迅速避難
 - 土地利用の制限等の検討
- 産業被災の対策**
 - 浸水防止対策・排水対策
 - 被災事業者支援の事前検討
- 緊急輸送道路等の被災対策**
 - 避難救助・物資輸送に資する幹線道路ネットワークの強化
- 瓦礫対策**
 - 災害廃棄物の置き場の確保
 - 処理計画の検討
- ライフラインの途絶対策**
 - ライフライン施設の耐震化、浸水対策
 - 食料備蓄等
- 孤立地域対策**
 - 交通ネットワーク強化や救助体制・防災拠点機能の充実

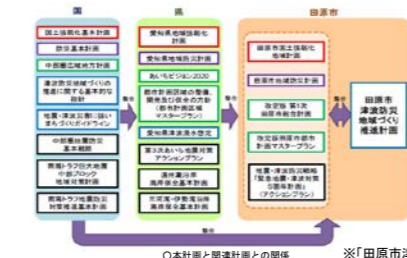
4. 基本方針等

<基本方針> **なんとしても人命を守る**
計画の目標と基本方針

- 安全で確実な避難の確保
 - ① 建築物等の耐震化の推進
 - ② 津波浸水想定区域における施設立地の制限等
 - ③ 日頃の津波避難訓練や防災教育の実施
 - ④ 防災拠点施設の機能の確保
 - ⑤ 重要幹線(道路)の復旧後援及び防災機能の強化
 - ⑥ 安全な避難空間の確保
 - ⑦ 最短でつなぐ、安全な避難路・避難経路の確保
 - ⑧ 多様な情報収集・伝達手段の確保
 - ⑨ 孤立地域等の避難者の救出取組体制の確立
 - ⑩ 津波避難体制の確立
- 津波災害に強い都市構造の構築
 - ① 津波浸水被害の軽減
 - ② 津波浸水想定区域における施設立地の制限等
 - ③ 防災拠点施設の機能の確保
 - ④ 重要幹線(道路)の復旧後援及び防災機能の強化
 - ⑤ ライフライン関係機能による早期復旧の確保
 - ⑥ 津波浸水の早期解消の確保
- 災害に強い組織・人材の育成
 - ① 地域防災力の強化
 - ② 災害対策本部・最終情報伝達体制の強化
 - ③ 防災意識の醸成と人的資源の確保
 - ④ 円滑な災害廃棄物等処理体制の構築
 - ⑤ 応急仮設住宅の早期確保
 - ⑥ 事前復興計画の検討
 - ⑦ 産業(高工業・農業・水産業)の早期復旧の強化

5. 推進計画区域

地震対策と一体として取り組む津波対策は、津波浸水想定区域外で行われる事業もあることから、**推進計画の区域は、市域全体とする**
上位計画である県・市の地域防災計画、都市計画マスタープラン等との整合、南海トラフ巨大地震関連の対策計画や海岸保全基本計画等の国の関連計画との整合をとる。



○本計画と関連計画との関係 ※「田原市津波防災地域づくり推進計画」(平成28年5月)をもとに国土交通省作成

土地利用の考え方

○都市づくりの理念
「街と町をつなぎ、豊かさをつむぐたはらガーデンシティ」
土地利用状況や社会情勢の変化を考慮し、将来の都市構造や土地利用の方針に反映。
○防災に関する土地利用の方針
東日本大震災など過去の災害の教訓を最大限活用し、長期的な視野で計画的な土地利用を図り、地震・津波に強い都市構造を目指す。明確な都市づくりの方向性を、市民と連携して共有。

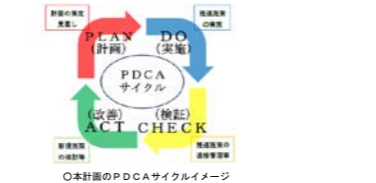


警戒避難体制の考え方

○警戒避難体制の整備の基本事項を地域防災計画に定め、津波避難計画(地区津波避難マップ)を作成
1. 住民一人ひとりが津波避難場所、避難路、方法を把握し、円滑な津波避難、津波避難場所等の機能維持向上
2. 住民への啓発・迅速な情報伝達手段の確保
3. 津波に関する基礎知識、応急対応、避難路等の啓発活動、津波に関する住民への知識普及
4. 地域ぐるみで、継続的な津波避難訓練の実施

6. 推進施策の進捗管理等

推進施策の実施率や整備率等により進捗管理を行う。進捗管理は毎年行うこととし、5年毎に推進施策の成果の検証を行う。



○本計画のPDCAサイクルイメージ



宮崎市

なんとしても人命を守る 安全・安心を未来につなぐ緑と調和したまちづくり

宮崎市の特徴

宮崎市は、日向灘に面した長い海岸線を有し、海岸に近い低地には人口、産業など都市機能が集積しているため、南海トラフ巨大地震による甚大な津波被害が想定されています。

市における推進計画作成の背景

当市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度から「市民の命を守る事業」として、ハード・ソフトを組み合わせた地震・津波等に対する防災対策に重点的に取り組み、同年10月に市独自にインフラ整備の方向性を定めた「宮崎市地震津波対策インフラ構想」を策定したが、さらに、このインフラ構想をベースに、津波避難対策等のソフト施策も盛り込み、「なんとしても人命を守る安全・安心を未来につなぐ緑と調和したまちづくり」を基本方針とした41事業計画からなる推進計画を作成しました。

今後の進め方

既存のまちづくりに関する方針と調和・整合を保ちながら、海岸堤防等の整備や、救援・復旧復興のための道路機能の強化等のハード整備と、避難困難地域の避難環境、避難体制の整備、

重要公共施設や行政機能等の災害対応力強化を進めていくこととしています。



避難タワー



複合型防災施設

宮崎市津波防災地域づくり推進計画の概要

本計画の特徴
● 津波防災地域づくりに基づく計画
● 全ての津波災害を対象に地域づくりを推進
● 国・県・市の事業を一体的に記載
● 計画期間はなく持続的に推進する

策定の目的(序章)
津波から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、既存の防災・減災計画やまちづくりの計画と調和・整合を保ちながら、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示し、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとする計画です。

宮崎市の現状とこれまでの取組み(第1章)
◆宮崎市の現状
日向灘に注ぐ河川の周辺には、多くの市民が生活し経済活動を行っており、市街地が形成されています。
◆これまでの宮崎市の地震・津波対策
● 避難訓練の実施
● 津波ハザードマップの配布
● 津波避難ビルの協定締結
● インフラ構想の策定
● 水門整備等

津波防災地域づくりの課題(第3章)
(1)津波からの早期避難が困難な地区がある
(2)津波を防ぐための施設強化が必要である
(3)救援・復旧・復興のための道路が確保できない恐れがある
(4)重要公共施設等が機能しなくなる恐れがある
(5)行政区域の垣根を越えた備えが必要である
推進計画区域(第4章) 津波被害を最小限に抑えるためには、浸水想定区域内での対策だけでなく、浸水想定区域外における展開についても考慮が必要なことから、区域は市域全域とします。

津波防災地域づくりの基本方針(第5章)
◆最大級津波想定(H25年度 県公表)
● 浸水面積: 4,010ha (自治体最大クラス)
● 津波到達時間(最短): 18分
● 津波最大高さ: 16m
◆最大級地震・津波による被害想定(H25年度 市公表)
● 死者: 3,000人
● 建物の全半壊: 29,000棟

津波防災地域づくりのために行う事業又は事務(第6章)
取り組み方針に対応する施策を整理します。
(1)早期避難のための環境を整備する
I. 早期避難を促すための情報提供施設の整備
II. 都市計画道路・その他の幹線道路など避難路の整備
III. 避難施設の整備
IV. 避難体制の整備
(2)津波の防護ラインを強化する
I. 海岸・河川の堤防等の整備
(3)救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する
I. 緊急輸送道路や幹線道路の未整備区間の整備
II. 緊急輸送道路や幹線道路の橋梁の耐震化
III. 緊急輸送道路や幹線道路の埋設管等の破損・浮き上がり防止
(4)災害対応力を高める
I. 港湾・漁港の防波堤等の整備
II. 上下水道施設の耐震化等の整備
III. 行政庁舎の防災機能の向上のための整備
IV. 防災支援拠点等の整備
V. 地籍調査の実施
(5)広域連携基盤を強化する
I. 防災支援拠点の整備
小戸の橋架け替え

今後の取組み(第7章)
● 対策が決まっていない海岸や河川、避難のための環境や重要施設等の課題解決に向けて、関係機関等と協議を行います。
● 都市計画マスタープランとの調和を図りながら、将来の土地利用に関する見直しの必要性について検討を行います。
● 協議会等で評価・検証を行いながら、定期的に見直しを行います。

基本指針 (国土交通大臣)

津波浸水想定
(都道府県)

推進計画
(市町村)

津波防護施設
(都道府県または市町村)

▶ 津波防護施設とは

- 盛土構造物・護岸・胸壁・閘門(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)であって、
- 津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止・軽減するため都道府県知事又は市町村長が管理するもの

※津波防護施設の新設・改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする

▶ 指定津波防護施設とは

- 都道府県知事が、浸水想定区域内に存する津波災害を防止・軽減するため有用な施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)を指定…盛土された道路、鉄道施設など
- 当該施設の所有者の同意が必要

▶ 津波防護施設整備事業

補助率: 1/2

【事業費下限値】推進計画の総事業費が、
(ア)都道府県:5,000万円以上、(イ)市町村:2,500万円以上

【交付対象】 都道府県又は都道府県知事から津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

【対象事業】 津波防護施設整備事業:『推進計画』に記載され、国土交通省令で定める基準[※]を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のいずれかの要件に該当するもの (※津波の浸水防止に必要となる高さや波力等に対して安全な構造等)

交付対象事業	イメージ(道路を例として)
盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁 [※] であり、次の要件に該当するもの ※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を挿入するに限る。その長さは概ね延長500m以内とする イ) 人家20戸以上 [*] を防護するもの。ただし、災害時要援護者関連施設又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は10戸以上を防護するもの ※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存道路盛土への閘門の設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに設置する閘門に限り補助対象とする ● 既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る ○ 既存道路盛土への胸壁の設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに設置する胸壁に限り補助対象とする(概ね500m以内) ● 既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る
背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整備する盛土構造物であり、次の全ての要件に該当するもの イ) 概ね延長500m以内であるもの(津波防災地域づくりに関する法律第29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準を満たすために必要となる護岸を含む。必要に応じて設置する胸壁、閘門を含む) ロ) 人家20戸以上 [*] を防護するもの。ただし、災害時要援護者関連施設又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は10戸以上を防護するもの ※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兼用工作物の新設(津波防護施設、道路) <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模な開口部を閉鎖する場合には、道路、鉄道との兼用の盛土構造物を補助対象とする(概ね500m以内、災害時要援護者施設等を防護) ● 必要に応じて設置する閘門、胸壁、護岸も補助の対象に含む <p>※小規模な開口部を閉鎖する場合には限る</p>

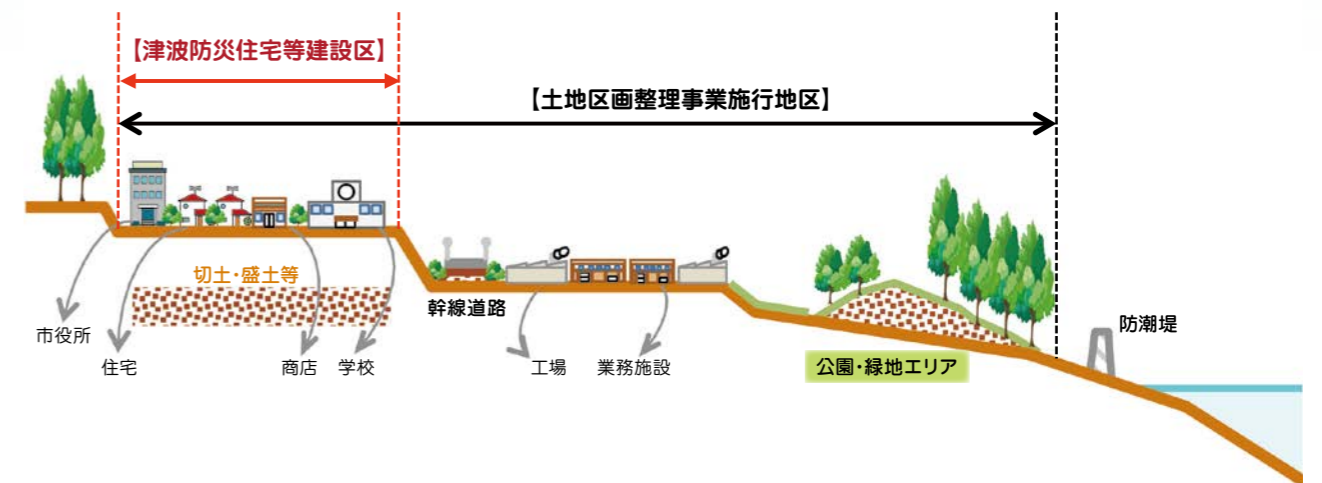
推進計画の区域内における特別の措置

▶ 津波防災住宅等建設区制度の創設

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例(土地区画整理事業法第89条「照応の原則^{*}」の例外)を設ける

※換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない(土地区画整理事業法第89条)

施行地区イメージ図

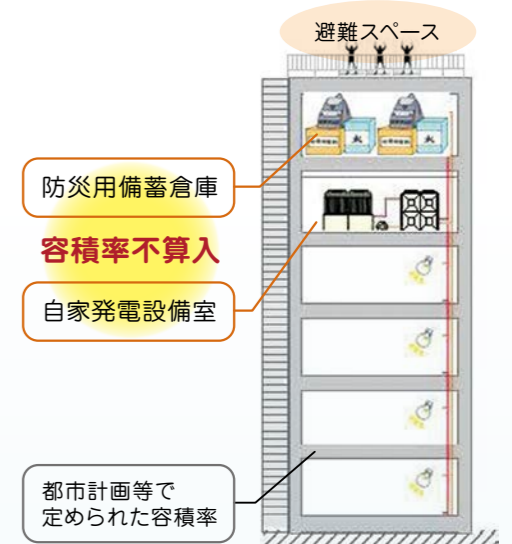


▶ 津波避難建築物の容積率規制の緩和

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、**建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする**

迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する
例) 都市計画上の指定容積率200% → 220%相当に

※本特例の適用を受ける建築物については、指定避難施設又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい



▶ 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

集団移転促進事業とは「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づく、異常な自然災害による災害が発生した地域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進するために行う事業をいう

集団移転事業計画の策定主体（集団移転促進法第3条）

例外なく市町村

特例

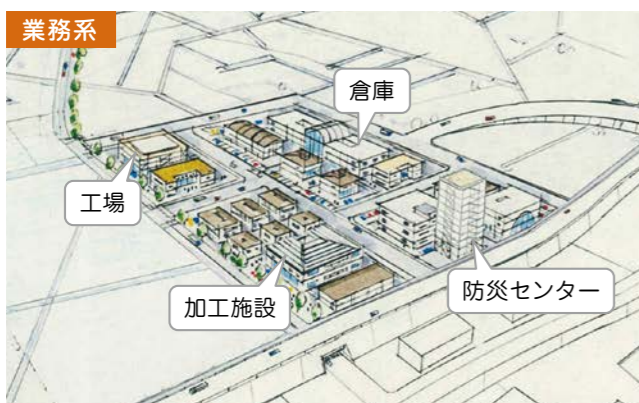
策定主体に都道府県を追加

津波被害は極めて広域的被害をもたらすことから、一の市町村を超える対応も想定する必要がある

拠点市街地の整備に関する制度

▶ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能とする）



【整備手法の例】

- 公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び防災センター等の公共施設や産業団地を整備し、民間が賃借する
- 公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び行政施設等の公共施設を整備し、民間が借地又は譲渡を受ける

予算概要

- 内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用（拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費）※上物の整備については、既存制度がある場合は当該制度で対応
- 対象：被災地限定

税制概要

- 内容：新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等（所得税・法人税）

推進計画の区域内における課税標準の特例措置

▶ 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置

■ 制度内容

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき市町村が作成した「推進計画」に位置づけられた民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設）に係る固定資産税について、下記の特例措置を講じる。

■ 対象者

臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者

■ 対象資産

- 護岸
地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を津波から防護するもの。
- 防潮堤、胸壁
陸上に設置し、背後地を津波の被害から防御するもの。
- 津波避難施設
津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物。



護岸高上げ前



護岸高上げ後

【民間企業における津波対策の例】



【津波避難施設の設置例】

特例内容

- ① 大臣配分資産又は知事配分資産：取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とする。
- ② その他の資産：取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

※特例期間：平成28年4月1日～平成32年3月31日（4年間）